

## 「(仮称)国立市パートナーシップ制度」素案についてのパブリックコメントの結果

### 1.パブリックコメントの概要

(1)パブリックコメント募集期間 令和2年8月7日(金)から令和2年8月27日(木)まで

(2)閲覧場所

市HP、市役所情報公開コーナー、市長室、公民館、中央図書館、北市民プラザ、南市民プラザ、国立駅前にたち・こくぶんじ市民プラザ

(3)意見総数 48件 (意見提出:18名)

### 2.いただいた意見の概要及び市の考え方

※意見の概要に標記された番号については、「(仮称)国立市パートナーシップ制度」素案をご参照ください。

番号	意見の概要	回答(市の見解)
<b>1 制度創設への流れに関するご意見(1)</b>		
1	特に(5)の視点が重要であり、ソーシャルインクルージョン実現の一步となることを期待したい。	本制度の導入により、ソーシャル・インクルージョンの理念のもと性別、性的指向、性自認にかかわらず、人生を共にしたいと思うパートナーと、安心して暮らすことのできる環境を整えることを目指します。
<b>2 制度の目的に関するご意見(8)</b>		
2	(2)は目的には当たらない。(1)と(3)だけで十分であり、入れるのなら注意条項としてはどうか。	今後、制度に関する手引き等の作成の際に参考とさせていただきます。
3	「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づきパートナーシップ制度を条例に付け加える陳情」を審査した総務文教委員会がポリアモリー(複数愛)も利用対象に含めるべきとの意見が上がり、また「すべての人が性別、性的指向、性自認に関わらず、誰もが人生を共にしたいと思うパートナーと共に、安心して暮らすことができるために」としている以上は、ポリアモリーの方々も対象とすべきである。	この制度におけるパートナーシップについて、2者に限定するか、複数(3人以上)の関係も含めた制度とするかについては、男女平等推進市民委員会においても時間をかけて検討しました。複数のパートナー関係を本制度の定義に含めることについて、当事者からの具体的な要望や課題が顕在化していない現状においては、具体的な制度を策定するものであることから、まずはセクシュアル・マイノリティや事実婚の方を対象とした2者間のパートナーシップを制度化していく考えです。 ただし、複数の関係の方を排除しているということではなく、今後も市として顕在化していないニーズや困り事を把握するよう努めてまいります。
4	市役所、市議会、その他関係機関で働いたり、学んだりする者の福利厚生の取扱いを平等として欲しい。	制度の運用の際には、市役所も事業者として対象となりますので、今後、福利厚生等の制度の見直しをしてまいります。

番号	意見の概要	回答(市の見解)
5	制度の目的に沿い誰も排除しない、困っている人の目線に立った制度にするべきである。	本制度の導入により、ソーシャル・インクルージョンの理念のもと性別、性的指向、性自認にかかわらず、人生を共にしたいと思うパートナーと、安心して暮らすことのできる環境を整えることを目指します。
6	(3)の不動産契約時の課題の解消を目指すため、国立市ならではの不動産事業者用パートナーシップ研修(国立市指定の外部研修でも)を提案する。研修を受けた事業者に対して認証マークの発行や市の認定LGBTフレンドリー不動産業者として市報等に無料広告を掲載することを提案する。	事業者への周知や啓発を進めながら制度を運用してまいります。ご提案につきましてはご意見として参考とさせていただきます。
7	(3)の不動産契約時に関して、不動産業者の方だけでなく(年配の)大家さんに対して行政から働きかけて欲しい。条例や制度を施行して、当事者が証明書を受け取ったら終わりではなく、それをきっかけに市民への啓発や教育を広めていただきたい。	
8	(1)について、今回条例に追加する際、パートナーを持つことが生き方のスタンダードであり誰もが求めるものだと読み取れる表現は避けて欲しい。よって、「すべての人が性別、性的指向、性自認、パートナーの有無にかかわらず、個人として尊重され、安心して暮らすことができる社会を実現する。パートナーと共に暮らす場合は、法律婚以外の選択肢として、同性パートナーや事実婚パートナーが利用できる制度を整える。」という表現にして欲しい。	本制度は誰もがパートナーを持つことを求めるものではありません。今後、制度の周知や手引き等の作成の際には、そのことについて十分に留意してまいります。
9	事実婚の方を含めたことがよいと思います。この制度の利用の有無にかかわらずこのような制度の存在自体が、当事者をエンパワーするものだと思う。	本制度では事実婚の方も対象として制度設計をしてまいります。
<b>3 制度設計に関するご意見(0)</b>		
なし		-

番号	意見の概要	回答(市の見解)
<b>4 制度の概要に関するご意見(3)</b>		
10	<p>多様なパートナーシップのあり方があるにもかかわらず、「パートナーシップ＝カップル」であるかのような誤認を招くパートナーシップの定義ならびに届出要件は公平性の理念に反しており、不適切である。カップル以外のパートナーシップも含めて公認し、証明書の発行等によって生活上の課題の解消を得る契機を公平に提供して欲しい。</p> <p>よって、(2)のパートナーシップの多様性を担保する定義の再検討を要望する。定義の大幅な見直しが必要な場合は、最低限、文末の「継続的な2者の関係」を「継続的な関係」に改めることを要望する。</p>	<p>この制度におけるパートナーシップについて、2者に限定するか、複数(3人以上)の関係も含めた制度とするかについては、男女平等推進市民委員会においても時間をかけて検討しました。複数のパートナー関係を本制度の定義に含めることについて、当事者からの具体的な要望や課題が顕在化していない現状においては、具体的な制度を策定するものであることから、まずはセクシュアル・マイノリティや事実婚の方を対象とした2者間のパートナーシップを制度化していく考えです。</p> <p>ただし、複数の関係の方を排除しているということではなく、今後も市として顕在化していないニーズや困り事を把握するよう努めてまいります。</p>
11	<p>(1)、(2)の2者の2は消してはどうか。2を付けることによって制度の適用の幅は狭くなる。より広いほうがすべての人が自分らしい生き方をしていくことを可能にすることにつながると思う。</p>	
12	<p>(2)の定義を「自立した者同士が互いを人生のパートナーとして、互いの人権を尊重し、対等な立場に立って継続的に協力し合う関係」としてはどうか。お互いが自立していなければ、対等な関係は築けず、互いを尊重することも難しい。また、互いが対等な関係であることが前提であることを強調し、DVのように支配、被支配の関係ではだめだということをはっきり謳いたいため、対等の言葉を入れたい。</p>	<p>本条例におけるパートナーシップの定義については「互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し協力し合うことを約した、継続的かつ対等な2者間の関係」とし条例改正しました。</p>
<b>5 制度の名称に関するご意見(5)</b>		
13	<p>①「国立市パートナーシップ届出制度」……とても普通 ②「くにたちパートナーシップ届出制度」…国立独自の制度というイメージを持ってもらえそう</p>	<p>ご意見を参考とし、親しみやすいイメージであることや、多様性という観点から「くにたちパートナーシップ制度」とします。パートナー関係にあるお二人から届出を受け、受理証明書を交付します。</p>
14	<p>②に賛成。ひらがなが優しい感じがする。「こくりつ」との区別がつき、目でも耳でも「くにたち」とわかるのがいい。</p>	
15	<p>②の「くにたちパートナーシップ届出制度」を希望する。</p>	
16	<p>制度の名称は国立市パートナーシップ制度が好ましいと思う。応援しています。</p>	
17	<p>「① 国立市パートナーシップ届出制度」とした方が、市による公的な取り組みであることがより明確になるため良いと思う。</p>	

番号	意見の概要	回答(市の見解)
<b>6 届出要件に関するご意見(5)</b>		
18	(1)について、パートナーシップの多様性を担保し、公平性の理念に適った届出要件の再検討を要望する。大幅な見直し難しい場合は、現行の「セクシュアル・マイノリティ及び事実婚等のパートナー関係にある者」を「セクシュアル・マイノリティ及び事実婚その他の生活上のパートナー関係にある者」に改めることを要望する。	男女平等推進市民委員会において、多様なパートナーシップ関係が存在することも踏まえ、制度を慎重に検討してまいりましたが、今回まずは、法律婚が認められていない、または法律婚を選択することができないセクシュアル・マイノリティや事実婚の方の2者間のパートナーシップを対象として制度化してまいります。
19	(3)について、パートナーシップの多様性を担保し、公平性の理念に適うよう、本項目の不設置を要望する。	今回の制度では、パートナーシップの定義を2者の関係とすることから「双方に配偶者がいないことかつ双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと」の届出要件は必要であると考えております。
20	(2)(3)にある双方という語は4の制度の概要にある2者に対応している。2者という文言をなくし、双方を単に届出人としてはどうか。	今回の制度では、パートナーシップの定義を2者の関係としたことから、今後規則等で定めていく際も、そのことを踏まえて誰にとってもわかり易い表現を検討してまいります。
21	(1)① について: 事実婚も性別違和を持つ方も包括できるので素晴らしい。 ② について: 無戸籍の方について、包括的に前向きに議論に加えて欲しい。	事実婚を含めることで、同性カップルの方だけでなく異性間も対象になることになりトランスジェンダーの方も利用できる制度となりました。 無戸籍の方からの届出があった場合については、まずはお話を伺い対応方法を一緒に検討する等してまいりたいと思います。
22	(1)について、同性パートナーだけに特化せず、事実婚のパートナーシップも含めた制度にすることで、ユニバーサルな性格を持たせることができ、また、トランスジェンダー当事者も制度を利用できることを期待する。	
<b>7 対象者に関するご意見(9)</b>		
23	全国初となる、「どちらか一方が市内在勤・市内在学」の要件は是非盛り込んで欲しい。世間的にセクシュアルマイノリティ、事実婚への理解は広まっており、他市でも増々取り入れられていく制度だと思うので、国立市が先陣を切って対象となる方の幅を広げて欲しい。	当事者の方からの意見も踏まえ、今回の制度では市内在住だけでなく、「どちらか一方が在勤、在学」も要件に含めた制度としました。
24	国立在住でなくても在学在勤の方は制度を利用出来るのは素晴らしいと思う。	
25	(3)については(1)、(2)との整合性もとれるので、双方ではなく一方が転入予定でも良いと思う。	どちらか一方が転入予定の場合は、(1)に従い在住者となった後に申請頂けるため、あえて(3)を設けました。双方が市内へ転入予定の場合は、届出を受け付けた旨の書類をお渡しすることで、物件探しの際に利用していただきたいと考えています。
26	(3)の転入予定者は「どちらか一方」で良いのではないかと。	

番号	意見の概要	回答(市の見解)
27	「市内在勤」とあるが、個人事業主・パート・アルバイト・派遣社員は含まれるのか。新しい働き方がさらに加速している中、いくつかのパターンを例に挙げ明確にする必要があると思う。	市内で勤務している方は対象となりますので、個人事業主、パート、アルバイト等の方も対象となります。
28	国立市で働き、将来的には市内に住みたいと考えている私達のような同性カップルにとって、「市内在勤」という対象者条件はとてありがたく、ぜひ活用したい。	当事者の方からの意見も踏まえ、今回の制度では市内在住だけでなく、「どちらか一方が在勤、在学」も要件に含めた制度としました。
29	「在勤者」「在学者」を対象とすることは、より多くの方がパートナーシップ制度を利用できることになるので賛成。 在勤、在学の証明を申請する際には、会社や学校にカミングアウトしなければならない状況になるため、会社や学校に広くこの制度のことが事前に周知されることが大切である。在勤とは派遣やアルバイトも含まれるのか検討して欲しい。	当事者の方からの意見も踏まえ、今回の制度では市内在住だけでなく、「どちらか一方が市内在勤、市内在学」も要件に含めた制度としました。 また、今回の条例改正にあたっては、アウティングへの留意について改めて記載し、制度と併せ事業者等に周知・啓発を行ってまいります。
30	市内在勤者を可能としたのは大きい。在勤を対象にすることにより、「国立市ファン」を増やすことにもつながり、街の活性化や直接的な転入につながる可能性もあると思う。	
31	もし、双方が市内在住の場合、住民登録情報のシステムと連動することで、「同一世帯」として他の行政サービスにも活用できるため、利便性が向上すると思う。双方が市内在住なのか、それ以外の場合なのかを分けての制度設計も可能か検討して欲しい。	今回のパートナーシップの届出に関しては、システム等で管理する予定はありませんので、ご意見として承ります。
<b>8 返還を必要とする場合に関するご意見(1)</b>		
32	返還は片方の意思でもOKかどうか。DV等の様々な事情もあるので、配慮が必要だと思う。	ご意見のとおり、DV等さまざまな事情があることが考えられますので、おひとりの方からの返還もできるような運用としてまいります。
<b>9 取消に関するご意見(0)</b>		
なし	なし	-
<b>10 その他に関するご意見(9)</b>		
33	パートナーシップ証明書を取得した後のカップルであっても、性的指向、性自認のアウティングが起こらないような配慮をして欲しい。	ご意見ありがとうございます。国立市では「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」において性的指向や性自認等について、他の人が本人の意思に反して勝手に公表(アウティング)してはならないと定めています。パートナーシップの受理証明書を取得したとしても、全ての人にカミングアウトしているわけではないという認識のもと、今回の制度におけるアウティングへの留意については改めて条例にも記載し、制度と併せ事業者等に周知・啓発を行ってまいります。
34	一般的なLGBTのイメージの方々だけではなく、周囲に絶対に知られたくない思想や立場があり、悩み苦しき隠しながら生活している当事者の方々が沢山いることから、アウティング防止の配慮はとて良い。	

番号	意見の概要	回答(市の見解)
35	在学、在勤は是非実現して欲しい。届出の際に住民票などの在住、在学、在勤を提示する場合、アウトテイングに配慮して欲しい。在学証明書や在職証明などは不要とし、学生証や社員証、保険証、免許証などでOKとし、会社や学校に自ら申告しなくても良いようにして欲しい。	在勤、在学についての確認方法等については今後検討していきますが、アウトテイング等に配慮した形で対応できるよう検討いたします。
36	(3)について、窓口で対応するスタッフの方が正しい知識を持って対応できるように市役所内でも継続して講習や研修を実施して欲しい。	ご意見のとおり、制度の運用にあたっては研修等を通じて職員への制度の周知を図ってまいります。
37	(1)のアウトテイング以外にユニバーサルデザインにも注意して欲しい。	ご意見のとおり、ユニバーサルデザインに留意した制度となるよう努めてまいります。
38	アウトテイングや同性婚という言葉や概念、差別や偏見がなくなり正しく理解されるよう、制度ができた後、教育や啓発をして欲しい。	制度運用後も、市民、事業者、教育機関等へ継続して周知、啓発を行い、多様な性について尊重するまちづくりを目指してまいります。
39	ぜひ素案通りに在勤在学を含めた制度にして欲しい。	当事者の方からの意見も踏まえ、今回の制度では市内在住だけでなく、「どちらか一方が在勤、在学」も要件に含めた制度としました。
40	パートナーシップ受理証明書での両者関係の公的証明と証明の積極的な公示(全国健康保険協会や健康保険組合、保険会社など)を求める。	将来的な課題として認識し、パートナーシップ制度の周知、啓発等に取り組むとともに、国の動向等の情報収集に努めてまいります。
41	受理証明書には本人の性自認に配慮した表記をするか、もしくは、性別を表現する表記方法を行わないで欲しい。	ご意見のとおり、今回の受理証明書において性別表記は行いません。

番号	意見の概要	回答(市の見解)
<b>全般についてのご意見(7)</b>		
42	在勤者にマイナンバーを活用すれば、役所間での情報共有をスムーズにできると思う。現況を追う手段についても後に検討してもらいたい。	今回の制度運用においては、当事者からの要望や制度の趣旨から届出者の現況を追うことはいたしませんので、役所間での情報共有は考えておりません。
43	LGBTの方々には、全ての人に平等に与えられるはずの基本的な人権(婚姻やそれに伴う様々な権利等)が無い状態。国や自治体はいち早くこの深刻な人権問題を改善するべきだ。	今回のパートナーシップ制度は、性別、性的指向、性自認にかかわらず、人生を共にしたいと思うパートナーと、安心して暮らすことのできる環境を整えることを目指しており、ご指摘の点を改善する一助になればと考えております。
44	証明書取得後に同居、病院受診時(入院時)、緊急時や災害が起きた場合などにも、少しでも安心感をもって「家族」として2人の関係が認知される様、市内の病院や企業、不動産、救急支援関係者の方々にも周知して欲しい。	制度の周知、啓発については、市内事業者だけでなく、近隣市の医療機関などにも行ってまいります。また、市民、教育機関等への周知、啓発も行い、本制度により、性別、性的指向、性自認に関わらず、人生を共にしたいと思うパートナーと安心して暮らすことのできる環境を整えることを目指していきます。
45	制度ができた後の学校、企業、市民への啓発は重要。また市内の企業、学校にも行き届くようにして欲しい。	
46	条例にパートナーシップ証明を盛り込むことが、セクシュアルマイノリティの存在を可視化し、社会的な承認にもつながると期待する。市民の心のバリアフリーに向けて、制度が始まって以降も、自治体として理解増進に積極的に取り組んでいくこともあわせて、条例に明記して欲しい。	
47	パートナー関係にあるものが同一世帯の場合は、住民票にパートナーシップ関係であることの記載、また、妻、夫などの記載が必要な場合は本人の自認の性に沿った記載を行うことを求める。また本人の希望に沿って性別に依存しない続柄を示すことや、性別を表す表記をしないことを求める。	住民票の記載事項は住民基本台帳法により定められており、市の独自の判断で変更することはできません。ただし、将来的な課題として認識し、パートナーシップ制度の周知・啓発等に取り組むとともに、国の動向等の情報収集に努めてまいります。
48	「国立市パートナーシップ制度」が「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」に付け加える改正案に期待し、平等参画は大人だけでなく、子どもたちを含めての条例にしてほしい。	ご意見ありがとうございます。令和2年国立市議会第4回定例会において条例改正をしましたので、今後は国立市と関係する全ての方に対し、本制度の趣旨等について周知、啓発等行ってまいります。